

第2回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(平成28年5月31日)

午後1時27分開会

◎議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 報告第1号 土地の現況証明書の交付について(専決処分) |
| 第4 | 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について |
| 第5 | 議案第2号 土地の現況証明書の交付について |
| 第6 | 議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について |
| 第7 | 議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について |
| 第8 | その他 |

◎出席委員 (10名)

- | | |
|-----|------|
| 1番 | 佐藤敏夫 |
| 2番 | 八巻等 |
| 3番 | 三田輝雄 |
| 4番 | 森元敬悦 |
| 5番 | 荒谷和江 |
| 6番 | 塩崎智史 |
| 7番 | 高附功 |
| 8番 | 神野充布 |
| 9番 | 中村敏明 |
| 10番 | 外崎敬雄 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 草野孝治 |
| 事務局次長 | 渡辺美由紀 |
| 主事 | 高嶋潤 |

◎開会宣言

外崎会長 | 只今の出席委員は10名の全員出席です。定数に達しておりますので、只今から第2回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名員の指名について

外崎会長 | <日程第1>議事録署名員の指名を行います。会議規則18条の規定により、本日の議事録署名員に6番塩崎委員、7番高附委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 | ご異議がないようでありますので塩崎委員、高附委員を議事録署名員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

外崎会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。推薦委員さんから報告事項があれば発言してください。

(「なし」という者あり)

外崎会長 | ないようでありますので、次に事務局より報告いたします。

渡辺次長 | はい、次長。

外崎会長 | はい、次長。

渡辺次長 | それでは2ページをお開きください。第1回総会以降の経過を報告いたします。4月28日農業後継者育成推進協議会幹事会また同じく農用地利用改善事業連絡協議会総会が開催されております。農用地利用改善協議会には外崎会長と事務局が出席しております。5月2日地域担い手育成総合支援協議会幹事会また新規就農者等指導委員会幹事会が開催され、事務局が出席しております。これらにつきましては、総会に向けての協議と新規就農者等指導委員会につきましては現在研修を行っている方たちの研修状況の報告、また今年の新農業人フェアの参加についての計画等の報告がありました。5月18日農業後継者育成推進協議会総会並びに地域担い手育成総合支援協議会通常総会が振興センターで開催されております。こちらには、外崎会長と事務局が出席しております。この総会の中でそれぞれ年間の事業の承認審議がされております。23日から24日は農業者年金業務担当者説明会が札幌で開催され私が出席してまいりました。これにつきましては、通常この時期説明会はないのですが、昨日から農業者年金の現況届けのはがきがそれぞれ受給者の皆様のところへ届いているかと思っております。26年、27年と移譲年金の方の会計検査が入ってそこで指摘を受けて移譲年金の加算付きの方が支給停止になっている方たちがかなりの数がいるということで、今現況届けが届く前に研修会が開催されております。よくあるパターンは後継者に移譲をして、お父様はもうリタイアしているのですが、農業所得の申告がまだお父様のままだったりですとか、経営安定対策の方の申請がなぜかお父様になっていたりですとか、そういうのが今データで移譲年金の受給者の名簿と経営安定対策の申請者の名簿を国で付け合わせをしているらしいのですよね。それで現地に出向

いて税の申告も確認して支給停止加算付きの方がダメになったり、最悪の場合は移譲年金そのものの裁定請求が停止になっている方も全国にかなりの数があるということで、それで実は今年から移譲年金の現況届けの様式が変わっております。ちょっと見づらいかと思うのですが、向かってこちらの方が農業を営んでいますか、はい、いいえですか、農業所得の納税申告をしましたか、はい、いいえという項目が6項目ほどあります。これは全部いいえに付かなければならないのです。見本も入っていて全ていいえに丸が付いているのですが、昨日から10人ほど持って来ているのですが皆さんはいに付けなければいけないと思っているのか、農業を営んでいますか、はいとか。二種類あって老齢年金の方はないです。移譲年金の方だけです。老齢年金の方は名前と住所だけです。ここは空欄です。今日何人か受け取っても皆さん張り切ってはいに付けている方が多くて、こちらで話をしてやっていますよねと聞いて書き直したりしているのですが、今年からちょっと変わっていますので、もしご自宅ですとか近くのご近所の方、もしわからなければこちらに持ってきていただいても構いませんし、基本的には全ていいえに丸を付けるようになっていきますので、そういう注意事項がありました。そういう説明会になっております。実態が伴っていない移譲がされていることが問題になっているようです。次にいきます。25日から28日、全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会並びに上川地方農業委員会連合会府県農業事情視察研修が東京都と山梨県で開催され、外崎会長が出席しております。こちらにつきましては後ほど会長から報告をいただくことになっております。次のページ3ページをお開きください。第2回総会以降の予定です。6月6日樹齢際並びに植樹祭が開催されます。会長と局長が出席予定です。13日から第2回定例会が開会になります。22日全道結婚相談研究協議会が札幌で開催されます。こちらは縁結びプランナーの皆様方にご案内をさせていただきます。また同じ日に北海道農業者年金協議会総会が札幌で開催されます。記載が漏れてしまったのですが、前日21日に一般社団法人北海道農業会議の総会が開催される予定となっております。第3回の農業委員会の総会ですが6月30日木曜日でお願い致します。事務局からは以上でございます。

外崎会長

只今の報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。
ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

なければ次に進みます。

◎日程第3 報告第1号

外崎会長

<日程第3>報告第1号土地の現況証明書の交付についての報告を求めます。
事務局より説明を願います。

渡辺次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

渡辺次長

それでは4ページをお開きください。報告第1号土地の現況証明書の交付について、土地の現況証明願いが次のとおりありましたので、特別な理由があると認められ専決処分により証明書を交付したので報告いたします。整理番号2番、願出人、所有者共に美深町字〇〇△△番地△、〇〇〇〇さんです。土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況農地採草放牧地以外です。面積〇,〇〇〇㎡。利用状況につきましては平成12年から不耕作で

す。調査年月日4月25日。調査委員外崎会長、高附委員、神野委員です。こちらにつきましては5月9日に専決処分で証明書の交付をしております。お手元に一枚物で報告第1号〇〇さんのところの写真をつけて配布をしております。こちらを見ていただきたいのですが、新しい住宅が建って、裏の方に位置図付いておりますが、住宅のこちらから見ますと住宅の北側の方に住宅を建てるときにすでにここも分筆を、ずっと耕作をしていなかったということで、分筆をされておりました。こちらに〇〇さんの方で今回太陽光発電による住宅への電力供給のためにソーラーパネルの設置をしたいということで、その場所を〇〇さんの方ではこの非農地、ずっと使っていなかったここに建てたいということでございます。それでこちらの方でまず地目を農地外にしまして、今町の方で農振地域からの除外の手続きも行ってあります。すでに5月9日に証明書を発行してありまして地目変更の方をすでに終ったということで〇〇さんの方からは報告をいただいております。説明以上でございます。

外崎会長

報告第1号について、ご質疑、ご意見をお受けいたします。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑がないようでありますので、報告第1号土地の現況証明書の交付については、報告済みといたします。

◎日程第4 議案第1号

外崎会長

<日程第4>議案第1号農用地利用集積計画の決定について議題に供します。事務局より説明いたします。

渡辺次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

渡辺次長

それでは5ページをお開きください。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美深町長より決定をもとめられた平成28年度第2号農用地利用集積計画について議決を求めます。整理番号21番、貸主、〇〇市〇〇△条△丁目△番△△号、〇〇〇〇さん。借主、美深町字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さんです。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積〇,〇〇〇㎡、外〇筆です。合計で〇筆、合計面積〇〇,〇〇〇㎡です。こちらは賃貸借で期間につきましては、6月1日から平成38年5月31日までの10年間の賃貸借です。小作料は反当り〇,〇〇〇円、年額で〇〇,〇〇〇円です。こちら新規とありますが、今までは〇〇〇〇さんが賃貸していたところでした。5月25日で賃貸期間が終了してありまして借主が変更して〇〇さんになったものでございます。整理番号22番、譲渡人、〇〇市〇〇△条△丁目△の△、〇〇〇〇さん。譲受人、同じく美深町字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さんです。土地の所在、美深町〇〇△△△番△、地目公簿畑、現況畑、面積〇,〇〇〇㎡です。外〇筆、合計で〇筆、合計面積〇〇,〇〇〇㎡です。こちらは所有権移転、売買の案件です。所有権の移転時期は公告日6月1日。対価の支払期限は7月25日です。価格につきましては反当り〇〇,〇〇〇円、価格総額〇,〇〇〇,〇〇〇円です。こちらにつきましては、〇〇さんが賃貸で借りておりましたが、今回売買への切替でございます。整理番号23番です。貸主、〇〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇△の△△、〇〇〇〇さん。借主、美深町字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さんです。土地の所在、美深町字〇△番△、地目、公簿山林、現況畑、面積〇,〇〇〇㎡、外〇筆です。合計

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑がないようでありますので、議案第 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

全員賛成です。よって、議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 2 号

外崎会長

<日程第 5>議案第 2 号土地の現況証明書の交付について議題に供します。事務局より説明願います。

渡辺次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

渡辺次長

それでは 9 ページをお開きください。議案第 2 号土地の現況証明書の交付について、土地の現況証明願いが次のとおりありましたので、証明書の交付の可否について審議を求めます。整理番号 3 番、願出人、所有者ともに美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さんです。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況農地採草放牧地以外です。外〇筆です。面積は〇〇〇番〇が〇〇〇㎡、〇〇〇番〇が〇〇〇㎡、字〇〇△△△番△が〇,〇〇〇㎡です。利用状況は平成 10 年から不耕作でございます。調査の年月日は 5 月 20 日。調査委員は佐藤委員、三田委員、塩崎委員です。お手元に資料を配布しておりますが訂正がございます。資料の写真で同じ地番がふつてありますが、資料の上の方が〇〇〇番〇で正しいのですが、下が〇〇〇番〇になります。そして裏に字〇〇△△△番△ということで 3 箇所写真がついております。場所につきましてはもう一枚位置図がついておりますが、〇線道路を東〇号と交差をすところ〇〇〇さんの家があります。そのところの太く囲ってあるところでございます。そして 1 箇所が字〇〇〇になるのですが、〇〇〇番〇は〇〇〇さんの住宅のところになります。それぞれ住宅を建てる時には〇〇〇さんから住宅を建てる方は農地法 5 条で転用の手続きはとっておりますが、見てのとおり少しの面積が残っております、すでにここでは何も作られていない状況です。〇〇〇番〇は農家台帳のほうも実際には現況宅地ということで、整理されております。ただそれぞれ住宅の持ち主の方に〇〇さんが譲り渡したいのですが、この地目が畑になっておりますので、売買ができないということで、今回公簿の地目の方も全て農地外に変更してそれぞれ所有者の方にお渡ししたいということでございます。そのような願出になっております。説明以上でございます。

外崎会長

議案第 2 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ございませんか。

(「なし」というも者あり)

外崎会長

ご質疑がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第 2 号土地の現況証明書の交付については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 3 号

外崎会長

< 日程第 6 > 議案第 3 号、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) について議題に供します。事務局より説明願います。

渡辺次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

渡辺次長

それでは、10 ページをお開きください。議案第 3 号平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) について、農業委員会の適正な事務実施について、策定を求められた平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価 (案) の可否について審議を求めます。1、点検評価 (案) は別紙のとおりでございます。2、意見の募集期間は本日 5 月 31 日から 6 月 29 日までの 30 日間でございます。3、意見の募集方法、町のホームページに掲載させていただきます。次のページをお開きください。毎年この時期に国から求められた様式に沿いましてこのように 27 年度の点検を、まず 11 ページは法令事務に関する点検でございます。総会の開催日と議事録の関係が記載をされております。12 ページは、それぞれ農地法 3 条ですとか 4 条、5 条の 27 年度の処理件数を記載しているものでございます。13 ページをお開きください。こちらは農業生産法人からの報告、また農業委員会からの情報の提供の記載をしているところでございます。14 ページは農用地利用集積計画の決定の件数の記載をしております。こちらの方に 14 ページの下 (5) に地域の農業者等からの意見等という欄がございます。本日からは意見の募集をするものでございます。15 ページをお開きください。ここからは法令事務に関する評価になります。遊休農地に関する措置ということでこちら面積が入ってございます。管内の農地面積 27 年度は 5,080ha でございます。遊休農地は昨年の時点で 9.2ha ございまして、夏に調査をした結果 1 箇所耕作がされているということで、この分 1.8ha を落としてございます。活動の経過につきましては、実際に行ったものをこちら 3 の方に記載しております。下の 4 の評価の案でございますが、目標に対する評価の案は目標を達成することができた。活動に対する評価の案は活動計画通り実施した。今後も遊休農地が発生しないよう啓蒙周知を行っていく。でございます。そして、地域の農業者等からの意見等を募集するものでございます。16 ページは認定農業者等担い手の育成及び確保でございます。上の欄は 27 年 3 月現在の数字を記載しております。そして同じく (4) 評価のところを見ていただきたいのですが、評価の案といたしましては、実態を踏まえた目標値の再検討が必要になってございます。実際に認定農業者 5 年間は認定の期間があるのですが、その間に離農したりですとか、高齢によって次に認定を受けないという人も実際におりまして、数値的にも今年の春減っております。これらも踏まえてもう一度目標値の再検討を必要ということで、案の方に記載をさせていただいております。また、活動に対する評価の案は、新規認定農業者を増やすため制度についての情報の周知が必要。ということで記載をさせていただいております。次のページをお開きください。17 ページでございます。こちらは担い手への農地の利用集積状況です。こちらそれぞれ町と数値、集積面積合わせてございます。こちら評価の案でございますが、目標に対する評価の案は担い手の規模拡大の意向について、関係機関と連携した取組みの中で把握することが必要である。活動に対する評価の案は担い手への利用集積が可能な農地の把握を行い、利用集積に向けた活動につなげていきたい。でございます。次のペ

ージ 18 ページは、違反転用への適正な対応でございます。違反転用につきましては、平成 26 年度までに約 30 件追認で整理をしております、今現在で違反転用の面積はなしということで整理をしております。評価の案でございますが、目標に対する評価の案は、違反転用は発生防止及び早期発見早期指導が重要であり、発見された場合は速やかに追認による許可申請を取り進める必要がある。活動に対する評価の案は、計画に基づき活動を行い、違反転用を処理できており、引き続き違反転用の防止に徹底を図る。でございます。こちらを本日からホームページの方に公表をいたしまして、30 日間意見を募集するものでございます。説明以上でございます。

外崎会長

議案第 3 号について審議願います。ご質疑、ご質問を賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第 3 号平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎日程第 7 議案第 4 号

外崎会長

<日程第 7>議案第 4 号平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について議題に供します、事務局より説明願います。

渡辺次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

渡辺次長

それでは、19 ページをお開きください。議案第 4 号平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、農業委員会の適正な事務実施について策定を求められた平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の可否について審議を求めます。1、活動計画(案)は別紙のとおりです。2、公表の方法は町ホームページに掲載です。こちらこの 4 月 1 日に農業委員会法改正になりまして、この計画、28 年度からは意見の募集がなくなりました。こちらにつきましては本日この総会で決定を仮にしますと本日から活動計画は町のホームページで公表をまいります。意見の募集につきましては平成 27 年度、先ほどの分だけ意見の募集をすることになります。そのように変わっております。また様式もこの 4 月から変わっておりまして 28 年度の活動計画からは新しい様式に変わっております。では 20 ページをご覧ください。ただければと思います。まず新しい様式なのですけども 1、農業委員会の状況で農家、農地等の概要でございます。こちら新しくなっております。こちらは農林業センサスに基づいて記入をしているものでございます。その下の耕地面積等も耕地及び作付け面積統計における耕地面積を記入することになっております。その下 2 の農業委員会の現在の体制につきましては、この美深町の農業委員会の体制をこちらに記載しております。次のページ、21 ページをお開きください。21 ページは担い手への農地利用集積集約化の表にな

っております。こちら管内の農地面積 5,010ha になっております。27 年度までは 5,080ha だったのですが、これは耕地及び作付け統計により面積ということで、5,010ha に変更になってございます。これまでの集積面積、また今年目標面積で 30ha を増やすということで目標の設定をさせていただいております。活動の計画につきましては、通年、円滑な権利設定、移転ができるよう、農業経営基盤強化促進法に基づく集積等を推進する。ということで記載をさせていただいております。次は 3 で新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の欄です。1 は現状及び課題で、新規参入の状況です。こちらは過去 3 年間記載する様式になっておりまして、25 年度、26 年度、27 年度ということでございます。26 年度の新規参入者はこちら荒瀬さんを 1 件入れてございます。課題につきましては、就農後には研修中には予測できないことが発生したりするため、営農技術の取得、資金面等含めて安定した経営までには 5 年以上の年数がかかる。ということで記載をさせていただいております。28 年度の目標及び活動計画につきましては、1 経営体の参入ということで、実際に杉島さんが 28 年度参入しておりまして、そちらを記載しております。活動計画につきましては、通年、新規就農に向けた相談等に対応する。で記載しております。次 22 ページは遊休農地に関する措置になります。こちら現状は面積 5,010ha、遊休農地面積は 7ha でございます。割合が 0.14% でございます。28 年度の目標及び活動計画はこの内 3.5ha、遊休農地の面積の約 50% を解消できればというようになってございます。調査委員数は農業委員さんの人数 10 人、調査実施時期は 8 月から 9 月、調査取りまとめ時期は 10 月から 11 月、調査方法は町農務課と農業委員による農地利用調査を実施する。で記載をしております。1 番下の違反転用への適正な対応につきましては、違反転用面積は現在 0 でございます。活動の計画につきましては、農業委員会だよりを通して農地転用に関する情報を提供する。農業委員の無断転用に対する日常の監視を強化する。農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査時に転用調査を徹底する。ということで記載をさせていただいております。こちらにつきましては公表しまして、そして先ほどの 27 年度の意見の募集が終り次第また新たに別紙様式というのがございまして、それでまたホームページで公表すると同時にそれを国に提出していくことになります。そのようにちょっと色々な面が 4 月 1 日から変更になってございます。説明以上でございます。

外崎会長

議案第 4 号について審議願います。ご質疑、ご質問を賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第 4 号平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎日程第 8 その他

外崎会長

<日程第 8>その他、委員の皆様から何かありませんか。

外崎会長

はい、6 番塩崎

塩崎委員 農政小委員会からなのですけども、8月に行われる道内研修について行き先を相談したいと思ひまして、今のところ具体的な行き先は決まていないのですが、今月中に行き先だけでも決めて、具体的な場所は来月中までに決めたいと思ひます。いかがでしょうか。

外崎会長 今意見が出ないから農政小委員会の中で絞って決めていった方がいいんじゃないかい。

塩崎委員 そしたら来月中までには決めたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

外崎会長 他にございませんか。

外崎会長 事務局から何かありますか。

渡辺次長 来月6月から9月まで役場庁舎内クールビズが始まりますので、6月、7月、8月、9月の農業委員会の総会はノーネクタイ、ノージャケットで構いませんので是非涼しい格好で出席いただけたらと思ひます。事務局から以上でございません。

外崎会長 それでは私の方から、この度全国農業委員会会長大会に出席させていただきましたので、経過をご報告いたします。まず出発は5月25日で旭川空港集合ということで旭川空港10時15分の飛行機で羽田に向かいました。行くときに気流か何かの関係かわかりませんけども定時に飛び立ったんですけども羽田には遅れて着きました。その後スカイツリーを見に行くということで、スカイツリーの近くで昼食をとりまして、スカイツリーに上がったわけですけども、あいにく曇ってて中間の展望台までは上がったんですけども一番上に上がっても何も見えないということで、中間で終了しました。その後議員会館に移動しまして小川参院議員と佐々木衆院議員と今津衆院議員のところにて要請書を渡して色々とお話して要請をしましてまいりました。その後ホテルに戻りまして、3人の国会議員の先生方をお招きして懇親会を開いております。次の日は朝8時半に出て星陵会館という北海道事務所なんですけども、そこに行って北海道選出の全議員さんに要請書を手渡しして要請をしましてまいりました。各先生方のお話も聞いてまいりました。それがだいたい11時40分ころまでであります。それからバス移動をして日比谷会館で会長大会を開いていたわけでありませんけども今年には建て替えか何かで使えなく文京区にあるシビックホールというところで比較的新しい建物でその中に文京区の区役所が入っております。そこで会長大会を開いております。文京区の横に後楽園、ドームから遊園地やらなにからいっぱいあって暇な人や嫌な人は遊園地やら行っていた人がおったみたいでせう。そんなことで3時半までやっております。その後山梨の河口湖のホテルに向かっております。今世界遺産に入った中にありますもので大分良いところかなと思つたところですけど朝起きて陽に当たったときに逆さ富士が湖に映って見えるというそれだけの理由で行つたみたいでせう。あいにく夜中から雨が降って次の日は富士の裾も見えないといったわけでありました。その後で山梨のワイナリーに行って工場の中の工程を一通り見せていただいたわけでございません。その後まっすぐに羽田に向かひまして、羽田で昼食をとりまして帰る段取りでそれぞれが手荷物などを預けていざ帰ろうと思つたときに大韓航空が燃えたということで一日足止めをくらつて、一日予定を延ばして会長大会に行つてきたわけでございません。丸一日後の便に乗つたわけでありませんけども体のやりようがなくて疲れました。そういうわけで今回行かせていただきましたということで簡単にご報告だけさせていただきます。

外崎会長 聞きたい点ありましたら質問してください。

◎閉会宣言

外崎会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたします。第2回総会を終了いたします。

※終了 午14時16分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 6 番

⑩

署名委員 7 番

⑩